

| 要望事項 | 回答 |
|---|--|
| ①企画政策部関係 | |
| 1. 引き続き、職員採用や役職への昇給をジェンダー平等の視点で適切に行い、子どもを産み育てながら働き続けられる職場づくりを実践し、ハラスメント相談窓口の周知、充実を求めます。 | 採用や昇任については、性別に関係なく、能力によって判断しています。 ハラスメント相談については、秘書人事課に相談窓口を設けていますが、愛知県人事委員会にもハラスメントの相談ができることから、その旨を職員に通知し、内部と外部にそれぞれ相談できる体制としています。 |
| 2. 正規職員を増やし業務負担の分散、ゆとりある労働条件を求めます。また、自己都合退職者の抑制や職員のモチベーションをあげ、住民サービスの向上につなげるためにも、期末・勤勉手当の引き上げやサービス残業を防ぐための勤退管理システムの導入を求めます。 | 職員数については、業務量に応じ、適宜必要な人員の確保に努めていきます。また、勤退管理システムについては、2026（令和8）年度に導入するため、実施計画に計上しています。 |
| 3. 公共施設再配置計画の統廃合は住民本位で進め、丁寧に情報公開をしてください。 | 東浦町公共施設再配置計画では、町内在住の3,000人を対象としたアンケートや、アンケートの対象者の中から応募いただいた「ひがしうら公共施設未来会議」、各地区の代表の方へのヒアリング等により住民の皆さんからのご意見を伺っています。 なお、情報の公開に関しては、町ホームページへの各会議の資料や議事録の公開、公共施設再配置検討委員会など会議自体を公開で実施し傍聴も可能としていることなど、各フェーズにおいて、計画案の検討過程を明らかにし、できる限り丁寧かつオープンな形で議論に努めています。 |
| 4. あらゆる人の定住促進にむけ、LGBTQの方への理解促進を進め、ファミリーシップ制度の導入の際は町独自の支援策（結婚新生活応援給付金など）も充実させてください。 | 定住促進については、住民の住みやすさを向上させるための取組みを一つ一つ積み上げ、町の魅力を総合的に高めることが重要と考えています。 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度導入に伴い、利用できる・しやすくなる行政サービスについて、各課で検討を行い充実させていきます。 なお、結婚新生活支援事業補助金は、新婚世帯の新生活を経済的に支援する制度ですが、財源に県の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用しており、補助対象の要件を含めた事業の構成については、当該交付金の実施要領に沿った形としています。地域少子化対策重点推進交付金は、その名のとおり「地域における少子化対策の推進」を目的とした交付金であることから、ファミリーシップ制度の対象者を対象に加える考えはありません。 |
| 5. 現在、広報「ひがしうら」は隣組・自治会未加入世帯には配布がされていません。パソコンやスマホなどでみられるとしても、個人の関心ある範囲に終わりがちなので、重要な情報誌として町が責任をもって配布体制を確立してください。 | 広報紙が重要な情報源のひとつであることは認識しています。そのため、様々な情報をできるだけ多く読んでもらえるように紙面の工夫なども行っています。配布については、地区を通じて配ることでひとり暮らし高齢者の見守りや地域の仲間づくりなど、コミュニティ形成の一助をなしていると考えています。隣組や自治会未加入者の方で紙媒体が必要な方には、公共施設やコンビニエンスストアなどに広報紙を配置しています。また、紙媒体が必要ない方には町ホームページやSNS、閲覧アプリなどでご覧いただくことができるようにしています。 |
| 6. 土木・建設などの委託業者の労働条件に愛知県や常滑市のように地方自治体が責任をもてるよう「公契約条例」を町独自で制定してください。 | 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正により発注関係事務の運用に関する指針が示されておりますが、労働者の賃金を始めとするさまざまな勤務条件に関する基準については、1つの自治体では容易に解決できないことから、市町村ごとの条例制定ではなく、国や県が中心となって必要な措置を講ずるべきと考えています。 労働条件の改善については、施工時期の平準化、適切な工期設定等、週休2日制の導入など発注者の責務として認識し、県や他市町の動向を踏まえて慎重に対応していきます。 |

| | |
|--|--|
| <p>7. リニア中央新幹線建設は、地下水や河川の枯渇問題、大量の残土問題、電磁波障害などの問題が解決しておらず、巨額な建設費に公費を投入して国の借金を増やすことが懸念されます。リニア中央新幹線建設促進期成同盟から脱退してください。</p> | <p>リニア中央新幹線建設は、東京都・愛知県・大阪府間の時間距離の大幅な短縮による各地域間の交流・連携の強化、我が国の国際競争力の向上等の面で、大きな貢献が期待され得る重要な社会基盤です。この地域でも、中部国際空港などとともに交流の基盤となる広域交通ネットワークが形成され、経済・社会にも大きな波及効果をもたらすことが期待されることから、本町では、リニア中央新幹線建設促進愛知県期成同盟会に加盟しています。</p> |
| <p>②総務部関係</p> | |
| <p>1. 南海トラフ地震や近年のゲリラ豪雨による災害対応、また避難の方法や避難所設備をジェンダー平等の対応や性被害防止を視野に入れ、充実してください。</p> | <p>本町では、2021年12月に防災マップの更新を行っており、南海トラフ地震等の地震対策、台風やゲリラ豪雨などの風水害対策のための各種ハザードマップや避難所マップ、マイタイムラインなどを掲載しており、ハザードや避難方法の確認など、住民の皆さまが防災行動計画を立てることができるものになっています。</p> <p>また、避難所設備については、毎年、学校及び各自主防災会で実施している打ち合わせ会において、ジェンダー平等の対応や性被害防止を視野に入れ、打ち合わせを行っています。</p> <p>引き続き、防災・減災対策の充実強化を図っていきます。</p> |
| <p>2. 非核・平和宣言都市として、政府が敵基地攻撃能力の保有や憲法9条を変えようとしている事態に鑑み、東浦町から「憲法9条を守る」と声を上げてください。</p> | <p>憲法改正については、さまざまな議論、報道がなされているところであり、その動向を注視していきたいと考えているため、現時点では、政府に対する働きかけは考えていません。</p> |
| <p>3. 自衛官募集の協力として行っている名簿提供は閲覧に戻し、「除外申請」が行えることを町民へ町広報紙やホームページで知らせてください。</p> | <p>現在のところ閲覧に戻す考えはありませんが、「除外申請」の受付を実施することについては、住民の声や他市町村の動向を注視しながら、検討していきます。</p> |
| <p>4. 国連の「核兵器禁止条約」に唯一の戦争被爆国の政府がこれに背を向けているのは異常です。政府に対して核兵器禁止条約に批准・署名をするよう働きかけてください。</p> | <p>核兵器禁止条約については、複雑な国際情勢のもと、さまざまな議論が交わされているところであり、また、外交、防衛は国の専管事項と捉えているため、現時点では、政府に対する働きかけは考えていません。</p> |
| <p>5. ロシアによるウクライナ侵略が長引くなか、住民の平和の催しを支援してください。</p> | <p>名義後援での協力やコミュニティ、学校等で平和の催しを開催する場合は、本町が所有している平和パネルの貸し出しなどを行っていきたくと考えています。</p> |
| <p>6. 差押のみ行う知多地域地方税滞納整理機構からの脱退もしくは解散を求めます。引き続き、滞納者への分割納入の適用を広く行い、訪問など実態把握に努め、個別に税の減免や猶予制度を活用して納税しやすい環境を作ってください。</p> | <p>知多地域地方税滞納整理機構に引き継ぐ案件は、資力があるにもかかわらず、納税意識が低く催告しても反応がないなど、悪質かつ納税交渉が困難なものです。同機構に参画することは、滞納整理を進める過程での知識や手法を共有し、徴収技術の向上を図ることができるなど多くのメリットがあるため、同機構から脱退することは考えていません。</p> <p>納税しやすい環境については、納税相談等により納税者の実態把握に努め、猶予等に該当せず、かつ一括納付が困難な場合は、納税者の支払い能力を勘案した上で、分割納付を認めています。</p> |
| <p>7. 財源確保のためにも、応能負担の原則に立ち法人住民税所得割に制限税率8.4%を適用してください。</p> | <p>愛知県内の約30%の自治体が標準税率以外の税率を適用しています。しかし、企業誘致の半ばにある本町の状況を踏まえると、制限税率を適用する段階にはないことから、現時点で適用は考えていません。</p> |
| <p>8. 国民が注視する原発汚染水（ALPS処理水）の海洋放出を直ちにやめるよう政府に求め、また原発の再稼働は許さず、永久停止・廃炉とすることも粘り強く求めてください。</p> | <p>原発汚染水（ALPS処理水）の海洋放出については、地元自治体を始専門家や有識者など、さまざまな関係者による議論が長い年月をかけて行われ、処理方法が決定されたものと認識しています。</p> <p>原子力政策については、国及び関係機関等の動向を引き続き注視するとともに、原子力災害に対しては、東浦町地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、必要な措置を講じてまいります。</p> |
| <p>9. 消防団員の処遇改善に向け、毎月の定期訓練や出初め式などの式典、年末夜警など出勤の実態を把握し、負担軽減につなげてください。</p> | <p>消防団員の処遇改善策として、今年度より観閲式の廃止及び年末夜警の実施日の変更（1日間の短縮）を実施しています。毎月の定期訓練を始めとする負担軽減策については、団員の意見を踏まえながら検討していきます。</p> |

| ③健康福祉部関係 | |
|--|--|
| 1. 町内 8 保育園は現状の公設公営を継続し、保育士配置基準の改善と公立保育園への国の補助金復活や、県からの補助金創設を働きかけてください。 | <p>町においても町立保育園の老朽化に加え、幼児教育・保育の無償化後の町財政負担の増大など、保育に関する課題は、多くなってきています。</p> <p>保育所等整備費に対する国の補助金は、私立保育所が交付対象であり、2004（平成16）年度に始まった国の「三位一体の改革」により、国から地方へ税源移譲が行われ、公立保育所への補助金は廃止されており、町立保育所の運営費についても、国や県の財政的支援を受けられないのが現状です。</p> <p>このような状況下のもと、本町においても、限られた財源の中で、子どもを安全にお預かりして保育を行う必要があるため、民間活力の積極的且つ効果的な活用を視野に入れた保育園運営を検討しています。</p> <p>保育士配置基準について、本町は、国の基準に拠っているところです。一方で、入園受付が終わり、子どもの受け入れ人数も決まっていることから、本町においてもどのように保育士を配置していくかを検討しているところです。</p> |
| 2. 保育士の持ち帰り仕事を把握し、処遇改善を図って働き続けられるようにしてください。 | <p>各保育園において、パソコンのログ及び出勤記録簿にて、保育士の出勤時間と時間外勤務時間の整合性を確認しています。</p> <p>なお、現在、夕礼を実施し、園長が保育士の時間外勤務の業務内容を聞き取り、精査することによって適正な時間外勤務につなげています。今後においても、夕礼等を活用し、適正な業務把握に努めていきます。</p> |
| 3. 生活の質を向上することのできる補聴器購入費補助制度を全世代へ導入してください。 | <p>本町においては、ふれあいサロン等の集いの場への参加促進等、地域において交流できる場を確保すると共に、コミュニティソーシャルワーカーを通じたアウトリーチにより、そうした交流の場と高齢者個人を繋ぐことで、閉じこもり状態になることを防ぐ取り組みを行っています。耳の聴こえだけでなく、一人ひとりの事情を考慮し、誰もが交流を続けられるよう助け合える地域づくりを進めることが重要であると考えており、補聴器の購入を補助することは考えていません。</p> <p>障がいのある方に対しては、障害者総合支援法に基づく制度により補聴器の支給をしています。また、障害者総合支援法での補装具支給対象外となる、軽度・中等度難聴児に対しては、町の助成事業により、補聴器購入費の助成を実施しています。</p> <p>このように、障がいの特性に応じた補装具を支給することが必要であることから、生活の質を向上することを目的に、全世代へ補聴器購入費補助制度を導入することは考えていません。</p> |
| 4. 見た目では判らない障害のある人たちが災害時に安心して避難できるよう、福祉避難所の増設、公共施設などで音声以外の災害情報の掲示で避難に困らない体制づくりを早急に行ってください。 | <p>福祉避難所については、町勤労福祉会館を指定福祉避難所に指定している他、民間の 5 社会福祉法人 11 社会福祉施設と「災害時に要配慮者等の避難施設として民間社会福祉施設を使用することに関する協定」を締結しています。また、避難行動要支援者名簿の登録については、高齢者や身体障がいをお持ちの方以外に、知的障がい、精神障がいなど見た目では分かり辛い障がいをお持ちの方も対象としています。今後は、避難行動要支援者名簿に登録されている方に対して個別避難計画の作成を速やかに進め、避難に困らない体制づくりを行っていきます。</p> |
| 5. 憲法25条及び生活保護法に基づいて、生活保護申請の受理は速やかに行うようにしてください。また、生活保護の趣旨を正しく理解してもらおう広報をおこない、差別と偏見をなくし、生活困窮者の救済を図ってください。 | <p>生活保護の申請に対しては、憲法第25条及び生活保護法に基づき、申請権を侵害しないよう適切に対応しています。生活保護の申請については愛知県知多福祉事務所と連携して、対応を行っています。また、生活にお困りの方に対しても東浦町社会福祉協議会や愛知県知多福祉事務所と連携して、速やかな対応を行っています。今後も引き続き関係機関と連携し、対応を行っています。</p> |
| 6. 夏場の気温が命に係わる高温となっている現状を考慮し、生活困窮家庭へのエアコン設置に助成してください。 | <p>生活困窮家庭に対するエアコン設置に係る助成について、町独自で行うことは考えていませんが、様々な生活に関するお困り事については、今後も東浦町社会福祉協議会や愛知県知多福祉事務所と連携し、相談支援を行っていきます。</p> |

| | |
|---|--|
| 7. 引き続き、シルバー人材センターでの担い手確保が促進され、高齢者が無理のない働き方になるよう支援してください。 | シルバー人材センターの会員拡大やPR活動のための場として、役場ロビーを提供、町広報紙・回覧板等を活用した会員募集などの掲載をしています。また、シルバー人材センターへ行政から、施設管理受付、清掃業務といった事業の一部を委託するなどし、高齢者の方の雇用機会を提供し、積極的な業務の発注に努めています。就業を通じて、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する方の就業の機会を提供することで、高齢者の能力を活かした地域社会づくりを進めています。 |
| 8. 介護者の経済的な生活支援のため、物価高騰を考慮した介護手当としてください。 | 介護手当の引き上げについては現在のところ考えておりませんが、介護者の在宅での介護負担の軽減を目的として「家庭介護用品支給事業」や「寝具クリーニング事業」、「要介護者訪問理髪サービス援助事業」を実施しています。これらの他、高齢者の生活や介護に関する相談について東浦町高齢者相談支援センターと連携して対応していきます。 |
| 9. 町の「遺児手当」を5年で打ち切らず、18歳まで支給してください。 | 町遺児手当は、集中的な経済的支援とその間の就業支援等を合わせて実施することで、受給者の経済的自立を促すことを目的に5年間の支給としています。 現在のところ、支給期間の変更は考えていませんが、ひとり親家庭等への支援策は、遺児手当の支給だけではなく、受験料補助や家計相談支援も行っています。今後もニーズ把握に努め、その他の支援方法についても引き続き検討していきたいと考えています。 |
| 10. 低所得者の軽減介護利用料を無料にするよう求めます。 | 知多北部広域連合と連携し、国の制度に基づき進めていきます。 |
| ④国民健康保険・後期高齢者医療保険関係 | |
| 1. 高すぎる国保税の引き下げのために、均等割から18才未満の子どもは除いてください。 | 18歳未満の子どもの均等割を廃止することによる減収分は、他の加入者又は一般会計からの繰入金等で補填することになります。 国民健康保険の財政を安定的に運営していくためには、必要な支出を国民健康保険税や国庫支出金等で賄うことにより、国民健康保険特別会計の財政収支が均衡することが重要になります。 18歳未満であっても医療機関を利用し、医療費が発生することを考慮すると、均等割の負担は、やむを得ないと考えます。 |
| 2. 滞納者への資格証明書・短期保険証の発行と、無理な差し押さえはやめてください。 | 資格証明書や短期被保険者証を交付する目的は、滞納者との折衝機会の確保です。資格証明書や短期被保険者証を交付することが適切でないと認める世帯に対しては、除外基準を定めており、必要な保険給付を妨げるものではありません。 差し押さえについては、資力があるにもかかわらず納税しない等、悪質と判断せざるを得ない滞納者に対して、事前に通知し法令に則り、納税者の生活を確保したうえで実施しています。税負担の公平性を確保すると共に、国民健康保険の財政の安定的な運営を図るため、今後も継続的に実施します。 なお、12月2日からの保険証廃止に伴い短期保険証等の発行はなくなる予定です。 |
| 3. 国保法第44条に基づく「医療費窓口負担金減免制度」を実施してください。 | 東浦町国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予に関する取扱要綱に基づき実施しています。 |
| 4. 国民健康保険の後期高齢者医療費負担を1割に戻すよう国に働きかけてください | 2014（平成26）年度に世代間の公平を図る観点から2割負担に変更されたものであり、本町としては、1割負担に戻した場合、社会保障費の増加が見込まれるため、国へ働きかけをする考えはありません。 |
| 5. 多くの自治体が中学校卒業までの医療費無料を実施している実態を踏まえ、政府に対して医療費助成に対するペナルティ制度の廃止を働きかけてください。 | 子ども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置については、2024（令和6）年度から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者を対象とする医療費助成の減額調整措置は行わないこととされました。 |

| ⑤介護保険事業 | |
|---|---|
| 知多北部広域連合に町当局から次の事項を要望してください。 | |
| 1. 物価高騰を考慮し、基金を活用して介護保険料を引き上げないでください。保険料段階を増やすことや、介護保険料と利用料の減免制度を拡充してください。 | 介護保険料等については、知多北部広域連合において給付実績の推移を考慮し保険料を設定しています。引き続き、知多北部広域連合と連携し、検討していきます。 |
| 2. 特養待機者ゼロに向け、東浦町内にも低所得の年金生活者が入所できる特養ホームの建設を求めます。 | 介護保険施設の建設については、知多北部広域連合において介護保険事業計画推進委員会のご意見を伺いながら検討しています。引き続き、知多北部広域連合と連携し、検討していきます。 |
| 3. 介護職員を確保するため、適正な賃金・労働条件に努め、研修について財政的な支援をしてください。 | 介護職員確保のための財政的支援については、知多北部広域連合において国の制度に基づき、検討をしています。引き続き、知多北部広域連合と連携し、検討していきます。 |
| ⑥生活経済部関係 | |
| 1. 単純比例型の家庭系可燃ごみ袋の有料化ではなく、一定量無料型(東海市のように)での可燃ごみ減量対策への転換を求めます。 | 本町の家庭系可燃ごみ処理有料化における手数料の料金体系は、制度が単純で、ごみの減量効果も高く、多くの自治体で採用されている「排出量単純比例型」としています。 「一定量無料型」では、制度の運用にあたり、無料配布に多額のコストがかかることやごみ減量に向けたインセンティブが働きにくいことなどから、現時点において「排出量単純比例型」から「一定量無料型」へ変更する予定はありません。 |
| 2. 生ゴミの減量化に向けて生ごみコンポストへの補助金を復活させてください。また、資源ごみ回収率を上げるためにも、プラスチック容器包装の回収場所については、2021年度まで役場北側倉庫で回収していたような対応も必要と考えます。 | 生ごみ処理機器購入費補助については、生ごみ処理機器の価格が比較的安価になってきたことや申請件数が年間数件に留まっていたことなどを踏まえ、2017（平成29）年度をもって制度を終了しました。 生ごみの減量化については、生ごみの水切りの徹底、アスパやキエーロなどの普及・利用促進、食品ロス対策等の周知・啓発を基本に進めているため、生ごみコンポストの助成制度を再実施する予定は現時点ではありません。 また、役場北側倉庫でのプラスチック製容器包装の回収については、地区資源ステーションでの回収を毎週回収としたことなどに伴い廃止しましたが、拠点回収については、プラスチック製容器包装を始めとする資源の回収状況等を踏まえ、必要に応じて検討します。 |
| 3. 農業を持続可能な社会の中心として位置づける施策の充実を求めます。また現在、生産者米価が採算割れになっているため、生産者米価の価格補償を国に働きかけてください。災害対策に寄与する水田を残せるように稲作農業を守ってください。 | 米価の価格補償について、米生産者へ聞き取りを行い必要に応じて、国へ意見等述べていきます。また、農業生産の基盤であり、地域の貴重な資源である農地を将来にわたって活用していくため、地域の話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を策定し、農地の集積・集約化を推進していきます。 |
| 4. 企業立地交付金制度は見直して、地元中小企業を支援する住宅リフォーム・店舗リニューアル補助制度に取り組み、地域循環型経済に役立ててください。 | 企業立地交付金制度は、町内に企業を誘致することで、財源の確保や雇用の創出が見込まれるため、引き続き実施してまいります。また、地元中小企業を支援するため、中小企業活性化補助金、設備投資・販路開拓等補助金、小規模事業者設備投資等補助金などで、業種を問わず補助を実施しており、住宅リフォーム・店舗リニューアル補助制度につきましては、現時点では実施の予定はありません。 |
| 5. 産業まつりで、海外派遣や敵基地攻撃が可能となる自衛隊のPR展示はやめてください。 | 産業まつり内の自衛隊コーナーは災害救助活動のパネル展示などを行っており、消防や警察と同じように暮らしに関する団体として産業まつり推進協議会で出展の許可をしています。今後も、内容を考慮しながら、必要があれば展示を認めます。 |

| ⑦建設・都市整備部関係 | |
|---|---|
| 1. 津波や豪雨に備え、護岸堤防・河川堤防の早急な耐震化と改修および土砂の浚渫を県に働きかけてください。また、近年のゲリラ豪雨にも対応できるよう、道路の側溝や農業用排水路の点検、整備を早急に進めてください。 | <p>護岸堤防・河川堤防の整備は、東浦海岸の堤防の耐震対策工事、豆搦川の高潮堤の整備や堤防耐震対策が順次進められています。</p> <p>治水上の支障となる堆積土砂の除去などの定期的な維持管理を含め、海岸堤防改修、河川改修の早期完成を、引き続き県に要望します。</p> <p>また、冠水の恐れがある箇所側溝等の点検を重点的に実施し、優先度を勘案して改修等を実施します。</p> |
| 2. 町運行バス「う・ら・ら」の料金は100円を維持するとともに、小学生の通学料金は無料にしてください。また、巽ヶ丘駅や知北平和公園への乗り入れ、刈谷豊田総合病院の利用に合わせた刈谷線の増便など路線拡充とデマンド交通の実施を求めます。 | <p>運賃については、タイヤ改正後も100円の予定をしています。しかし、物価高の影響等で「う・ら・ら」の委託費は大幅に増加しているにもかかわらず、運賃100円は運行当初のままであり、サービスに合った運賃を検討する時期にあると考えています。また、小学生の通学料金は、1か月500円の定期で利用でき、受益者負担の観点からも無料にする予定はありません。</p> <p>巽ヶ丘駅や知北平和公園への乗り入れは、住民グループインタビューや日頃よりいただくご意見なども踏まえ、次のタイヤ改正で実現する予定です。刈谷線については、刈谷豊田総合病院への需要が多い午前中を中心に、タイヤの設定を行っています。</p> <p>新たな公共交通の導入については、現在、タクシー事業者と情報共有を行いながら、ライドシェアについて検討しています。デマンド交通に限らず、地域の移動需要に対する背景を把握し、地域の特性にあった公共交通を考えていきます。</p> |
| 3. 2021年度に行った水道料金の基本料金無償化を行い、値上げしないよう求めます。 | <p>2021年度に行った水道基本料金減免は、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の趣旨である、「原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた住民の皆さんや事業者へ速やかに支援を行き渡らせる」という点を最優先に考え、町事業の様々な方策を検討した結果、代替手段として水道基本料金の減免を選択しましたが、安易に減免すべきでないという従来からの考え方に変わりはなく、継続する考えはありません。</p> <p>また、水道事業経営は営業損失が続いており、今後も人口減少や節水意識の向上等による給水収益の減少、災害対策のための耐震化や老朽化による水道施設の更新費用の増加により厳しい事業運営が予測されます。水道料金の改定については、将来にわたる経営の安定化を第1に考え、改定時期、金額を検討する必要があります。</p> |
| 4. 若者が集い、まちの活性化につなげるためキャンプやアウトドアのできる施設を創設してください。 | <p>於大公園再整備事業において、2025年度に園内のバーベキュー広場の施設更新を計画しています。</p> <p>新たにパーゴラを設置し、日陰でバーベキューを楽しめたり、持ち込みのテントを設置できるスペースでデイキャンプが楽しめたりします。</p> <p>また、公園施設を活用したイベントを支援し、公園からまちの活性化につなげていきたいと考えています。</p> |
| 5. 後退用地の取得、生活道路の拡幅を引き続き推進し、住民の協力を得られるよう働きかけてください。 | <p>後退用地買い取り制度については、町ホームページにて掲載しているほか、都市計画課への建築の相談時にも、「建築行為に係る後退用地指導要綱」に基づき、制度について説明し、売り渡し、寄付、自己管理が選択できる「後退用地に関する調書」を提出していただいています。</p> <p>後退用地を取得した箇所は、舗装や側溝などを遅滞なく整備することで、緊急車両等の乗り入れが困難である地区の住民の皆さんに、「建て替えの際には道路を広げられるように協力したい」といった認識を持っていただけるようになります。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>6. 下水道幹線の供用開始地域で未加入世帯に接続を働きかけると同時に、3年経過後であっても水洗化等の工事に助成金制度を適用してください。</p> | <p>下水道法では、公共下水道が供用開始された場合は、遅滞なく排水設備を設置しなければならない旨が明記されています。本町ではそれを3年以内としており、毎年、広報、ホームページ、戸別訪問等の方法により未接続世帯へのPRを行っております。工事費用への助成金制度につきましては、法律上は接続が義務であること、早期接続のご家庭との公平性が保たれないこと等の理由により、実施する予定はありません。なお、工事費用を金融機関からの融資で支払う方に対しての利子分の助成は行っております。</p> |
| <p>7. 環境ホルモンを多く含む長良河口堰からの水は農業用に、水道水は、従来の木曾川の水に戻すよう県企業庁に求めてください。</p> | <p>水道水の水源を長良川から木曾川に切り替えることについては、これまで同様、水道南部ブロック協議会等の打合せ時に県への要望を継続してまいります。</p> |
| <p>⑧教育委員会関係</p> | |
| <p>1. 子どもの貧困問題の取り組みと義務教育の無償化の観点からも学校給食費無償化を段階的に進めてください。来年度も現在の物価高騰を受けた食材価格の高騰分を給食費に上乗せしない方針を続けてください。</p> | <p>現時点では、町単独で学校給食費を無償化する考えはありません。なお、物価高騰による給食費改定分（増額分）については、2024（令和6）年度も引き続き保護者に転嫁することなく、公費負担で賄っていきま</p> |
| <p>2. 教員の多忙化解消に取り組み、町独自で35人学級を全学年に順次引き上げてください。そのためにも、国や県に教員や予算の拡充を求めてください。また、いじめ防止には教師の情報共有と集団的対応が必要です。子どもが本音を話せる環境を継続してください。</p> | <p>愛知県では、国標準に先行して小学校第5学年に35人学級を拡充し、2024（令和6）年度以降も先行して35人学級を拡充できるよう検討しております。本町においても、県の動きに歩調を合わせて35人学級を拡充していきます。</p> |
| <p>3. 部活動が廃止されていきますが、子どもたちの多様な活動の場を充実させ、ボランティア任せの運営とならないよう支援してください。</p> | <p>2023年9月から休日の学校部活動は廃止されましたが、平日の学校部活動は継続しています。休日のスポーツ・文化芸術活動の機会確保のために5クラブで開始した「ひがしうら地域クラブ」は2024年1月に4クラブを新たに追加で開始し多くの生徒が参加しています。</p> <p>地域クラブ活動時に町職員が、指導内容や参加生徒の様子を確認し、指導者や参加者へ運営のアンケート実施や意見聴取会を実施するなど、指導者や参加者とコミュニケーションを図りながら円滑な運営に努めています。</p> <p>また、指導者にはハラスメント防止や普通救命講習など、指導者に必要なプログラムの受講を義務付け、「活動に親しむ」ことを目的とした地域クラブ活動で、生徒に価値観を押し付けることがないよう徹底しています。</p> |
| <p>4. 中央図書館や学校給食センターの民間委託は、業者の突然の撤退による混乱を教育に持ち込むと考えるため、町独自の運営へ戻してください。</p> | <p>中央図書館の指定管理者は、東浦町指定管理者選定委員会による審査を経て選定し、基本協定、仕様書及び年度協定に基づき業務を実施しています。町直営と比較して司書人材を多く揃え安定的な図書館運営を行っており、利用者の満足度も高いため、引き続き指定管理者による図書館運営を行ってまいります。</p> <p>学校給食センターは、調理等に関する人員確保（労務管理）が難しくなったことから、安定的に安心・安全な学校給食を提供していくために、2022（令和4）年度から調理業務等を民間委託しています。今後も引き続き、民間委託を行っていきます。業者の突然の撤退による混乱を避けるため、「履行保証人」を定めることを契約書で謳っております。万一、委託事業者が撤退するような事態となる場合には、履行保証人である給食事業者が代行することとなっているため、安定した給食の提供ができるものと考えております。</p> |
| <p>5. 学校内科健康診断での上半身脱衣の方針を見直すよう求めます。</p> | <p>国より2024（令和6）年1月22日付けで「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について（通知）」が発出されましたので、学校内科健康診断での上半身脱衣の方針の見直しについては、検討していくこととします。同時に、正確な検査・診察のためには、必要に応じて、医師が、体操服・下着やタオル等をめくって視触診したり、体操服・下着やタオル等の下から聴診器を入れたりする場合がありますことについて、児童生徒や保護者に対して、丁寧に説明を行っていくこととします。</p> |
| <p>6. 安心して教育を受けられるよう、トイレトペーパーと同じように生理用品を学校トイレに設置してください。</p> | <p>学校での生理用品の提供については、保健室で養護教諭から提供したうえで、家庭の状況を聞き取るなどの相談支援を行っておりますので、当面はこの方法で継続していく考えです。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>7. 小中学校体育館やメディアス体育館ひがしうらへ、避難所での感染症や熱中症対策にもなる空調設置を早急 に実施してください。</p> | <p>小中学校の学校体育施設へのエアコン設置については、町長政策ロードマップのとおり、施工方法などを調査・ 検討の上、2026（令和8）年度から2027（令和9）年度にかけて導入する計画となっています。 メディアス体育館ひがしうらへの冷暖房の設置について、現在のところ計画はありませんが、公共施設再配置計 画案に示された、東浦中学校の移転による体育館の共有などを踏まえ、基本構想及び基本計画で検討すると ともに、災害時には避難所としての機能も有しているため、関係課と調整し、検討していきます。</p> |
| <p>8. 保護者負担軽減のため、私立高等学校授業料補助の上限を12,000円に戻すことや、公立私立に関わらず 授業料以外の通学費や学校設備費等への補助をしてください。</p> | <p>2020年4月から私立高等学校授業料の実質無償化が開始され、国の高等学校等就学支援金制度及び 愛知県の授業料軽減制度が大幅に拡充されました。それを受け、2021（令和3）年度から町の授業料補助 制度を見直した経緯があるため、ただちに補助の上限を12,000円に戻すことは考えていません。 また、授業料以外の通学費や学校設備費等への補助につきましては、愛知県が実施します「高等学校等奨学 給付金」の活用を想定しており、現時点では町で実施する考えはありません。</p> |
| <p>9. だんつくなど町内各地域に続く伝統文化の維持、継承と後継者育成に取り組んでください。</p> | <p>だんつくなど文化財に指定されている伝統文化については、町文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき 補助金を交付しています。また、文化財の指定にかかわらず、各地域の伝統文化の保存会が集まって情報交換す る場を設けたり、文化庁の補助金を活用して各地域の屋形の修復を行う等、各地域の活動を支援しています。</p> |
| <p>10. 就学援助の適用範囲を生徒会費やPTA会費等に広げてください。</p> | <p>生徒会費やPTA会費が、児童生徒の就学に必要な費用であるかを引き続き検討し、限りある財源の中で 支給対象とできるか判断していきます。</p> |